

2015年総合生活改善の取り組み 拡大戦術会議登録組合(12組合) 要求・回答(賃金・一時金)

プレス用

自動車総連
2015年3月19日

組合名	基礎				要求						回答							
	年令 歳	勤続 年	扶養 人	組合員数 人	平均賃上げ (内、賃金制度維持分)	非正規 労働者 ※1	個別賃金 (円)	一時金(カ月)			平均賃上げ	カーブ 維持	非正規労働者	個別賃金 (円)	一時金			
								年間月数	夏	冬					年間月数	金額	夏	冬
トヨタ	38.5	17.8	1.1	56,967	13,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	○	357,030	6.8	3.8	3.0	11,300円	○	要求通り	357,120		246万円	137万円	109万円
日産	41.9	19.2	0.8	20,125	平均賃金改定原資(12,000円)	○	(345,100)※2	5.7	-	-	平均賃金改定原資 (11,000円)	○	要求通り	(345,100) ※2	(5.7) ※3	2,167,600円	-	-
本田技研	42.3	20.2	1.2	36,775	6,000円	○	355,975	5.0+0.9	2.9	3.0	3,400円	○	要求通り	353,350	5.9カ月	(2,222,000円) ※3	2.9カ月 (1,093,000円) ※3	3.0カ月 (1,129,000円) ※3
マツダ	38.3	16.2	1.1	18,495	賃金引上げ6,000円	○	○	5.5	2.75	2.75	賃金引上げ1,800円	○	要求通り	別途確定	5.5カ月	1,739,000円	2.75カ月 869,500円	2.75カ月 869,500円
三菱自工	39.0	15.7	1.0	11,036	賃金改善分6,000円	○	323,050	5.5	2.7	2.8	賃金改善分2,000円	○	進展あり	別途確定	5.5カ月	1,690,000円	2.7カ月 830,000円	2.8カ月 860,000円
スズキ	37.6	15.3	1.0	15,186	賃金制度維持(昇給制度維持) +賃金改善分6,000円	○	○	5.8	2.9	2.9	昇給制度維持分の昇給と 賃金改善を実施する。 賃金改善分は組合員1人 平均1,600円相当。	○	要求通り	別途確定	5.6カ月		2.8カ月	2.8カ月
ダイハツ	37.3	15.2	1.3	10,808	賃金水準維持 +賃金改善分6,000円	○	○	5.0+0.5	2.7	2.8	賃金水準維持 +賃金改善分1,600円	○	要求通り	○	5.5カ月		2.7カ月	2.8カ月
富士重工	37.5	16.1	1.0	12,968	賃金体系維持分 +賃金改善分6,000円相当	○	300,606	5.0+1.0	2.5+0.5	2.5+0.5	賃金体系維持分 +賃金改善分3,300円相当	○	要求通り	別途確定	6.0カ月		3.0カ月	3.0カ月
いすゞ	39.1	18.1	0.9	6,479	6,000円	○	327,800	6.0	3.0	3.0	3,800円	○	要求通り	別途確定	6.0カ月		3.0カ月	3.0カ月
日野	33.4	11.8	0.7	9,155	賃金改善分6,000円	○	338,440 +賃金改善 分相当額	6.0	3.0	3.0	賃金改善分3,000円	○	要求通り	338,440 +賃金改善 分相当額	6.0カ月	1,613,000円	3.0カ月 806,500円	3.0カ月 806,500円
ヤマハ発動機	40.1	16.9	1.2	9,195	賃金改善分6,000円	○	○	5.8	2.9	2.9	賃金改善分3,500円	○	要求通り	○	5.8カ月		2.9カ月	2.9カ月
日本特殊陶業	36.3	14.3	1.0	5,376	賃金改善分6,000円	○	318,400	6.7	-	-	賃金改善分3,300円	○	要求通り	別途確定	6.0ヶ月 +20万円		-	-
12組合	38.4	16.4	1.0	212,565 (合計)	-	-	-	5.93	-	-			-					
内、 メーカー11組合	38.6	16.6	1.0	207,189 (合計)	-	-	-	5.86	-	-			-					

・個別賃金については、「技能職中堅労働者(中堅技能職)(注)」を銘柄とする。

・個別賃金の要求欄が「○」の組合は、要求は行方が水準は非公開。

※1未組織の非正規労働者については組織化を方針とするなど計画的な取り組みを設定。

組織化している非正規労働者が取り組み対象。「○」の組合は、通年での取り組み等も含め、処遇改善(賃金・一時金等)を要求していく。

※2前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値)

※3()は回答水準の置き換え(組合換算値)

(注)「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者或いは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。

2014年総合生活改善の取り組み 拡大戦術会議登録組合(12組合) 要求・回答(賃金・一時金)

プレス用

自動車総連
2014年3月12日

組合名	基礎				要求					回答							
	年令	勤続	扶養	組合員数	要求日	平均賃上げ	個別賃金 (円)	一時金(カ月)		回答日	平均賃上げ	カーブ 維持	個別賃金 (円)	一時金			
								年間月数	夏冬					年間月数	金額	夏	冬
トヨタ	38.3	17.6	1.1	57,442	2/12	11,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	353,530	6.8	3.8 3.0	3/12	10,000円	○	352,540	244万円	137万円	107万円	
日産	41.9	19.5	0.8	20,568	2/12	平均賃金改訂原資 (9,500円)	(345,100) ※1	5.6	—	3/12	平均賃金改訂原資 (9,500円)	○	(345,100) ※1	(5.6) ※3	2,102,100円	—	—
本田技研	42.1	20.0	1.2	37,383	2/12	3,500円	351,100	5.0+0.9	2.9 3.0	3/12	2,200円	○	349,850	(2,192,000円) ※3	2.9 (1,078,000円) ※3	3.0 (1,114,000円) ※3	
マツダ	38.0	16.1	1.2	18,591	2/12	賃金引上げ 3,500円	○	5.3	2.65 2.65	3/12	賃金引上げ 1,100円	○	別途確定	(5.3) ※3	1,658,000円	(2.65)※3 829,000円	(2.65)※3 829,000円
三菱自工	38.8	15.6	1.0	10,922	2/12	賃金改善分 3,500円	317,600	5.0	2.45 2.55	3/12	賃金改善分 2,000円	○	別途確定	5.0	1,519,000円	2.45 744,000円	2.55 775,000円
スズキ	37.2	15.0	1.0	15,025	2/12	賃金制度維持分 (昇給制度維持) +賃金改善分3,500円	○	5.5	2.75 2.75	3/12	標準的に昇格・昇進した者の 昇給額は、昨年と同等 水準を維持する。 賃金の改善として800円。	○	○	5.5	2.75	2.75	
ダイハツ	36.6	14.6	1.2	10,875	2/12	賃金水準維持 +賃金改善分3,500円	○	5.0+0.5	2.7 2.8	3/12	賃金水準維持 +賃金改善分800円	○	○	5.5	2.7	2.8	
富士重工	37.6	16.6	1.0	12,251	2/12	賃金体系維持分 +賃金改善分3,500円相当	296,954	5.0+1.0	2.5+0.5 2.5+0.5	3/12	賃金体系維持分 +賃金改善分2,000円相当	○	別途確定	6.0	3.0	3.0	
いすゞ	39.0	18.2	0.9	6,401	2/12	3,500円	○	6.0	3.0 3.0	3/12	2,500円	○	○	6.0	3.0	3.0	
日野	33.1	11.4	0.7	9,139	2/12	定期昇給分 +賃金表改定分(3,500円)	340,508 ※2	6.0	3.0 3.0	3/12	定期昇給分 +賃金表改定分(2,100円)	○	別途確定	6.0	1,587,600円	3.0 793,800円	3.0 793,800円
ヤマハ発動機	39.9	16.7	1.2	9,356	2/12	賃金改善分3,500円	○	5.5	2.75 2.75	3/12	賃金改善分 2,000円	○	○	5.5	2.75	2.75	
日本発条	36.2	14.5	1.0	3,747	2/12	賃金制度改定原資 9,450円	299,070	5.7+15万円	2.85+7.5万円 2.85+7.5万円	3/12	賃金制度改定原資 8,350円	○	298,070	5.5+α	2.75+α	2.75+α	
12組合	38.2	16.3	1.0	211,700 (合計)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内、 メーカー11組合	38.4	16.5	1.0	207,953 (合計)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 個別賃金については、「技能職中堅労働者(中堅技能職)(注)」を銘柄とする。

* 個別賃金の欄が「○」の組合は、要求は行いが水準は非公開。

(※1) 前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値)

(※2) 賃金表改定分を獲得した場合の水準

(※3) ()は回答水準の置き換え(組合換算値)